

官報電子化検討会議（第 4 回）意見

原田大樹（京都大学）



第 1 官報の閲覧・頒布期間

当分の間、少なくとも 90 日の期間を確保するとの原案に賛成する。もっとも、次の理由から、期間を延長することを検討すべきと考える。

第 1 に、今般の官報電子化によって、国民の利便性を目に見える形で高めるには、無料での公開期間を延長することが、最も効果的と考えられる。ただし、90 日を超える期間については、個人情報にマスキング処理等を行う対応が必要と考えられる。

第 2 に、電子化された官報を正本とすることで、従来に比べて官報の偽物が出回る可能性が大きくなる。そこで、正本たる電子版の官報に国民がアクセスできる機会を十分に確保する観点や、偽物の出現を防止する目的から、官報の無料での閲覧期間を延長することが必要と思われる。

関連して、情報提供として官報の内容の一部を公開することについて、法令のみならず、(少なくとも)法規たる性質を持つ告示も対象に含めるべきと考えられる。

第 2 電子官報の保存に関する考え方

永久に保存するとの方針に賛成する。ただし、保存の方法及び法律による義務付けの仕方には考慮すべき点があると思われる。

電子的なデータによる保存は、現時点で永久保存の技術が完全に確立しているとは言えず、紙媒体による保存ほどの信頼性がない。そこで、法律で官報の保存を義務付ける場合には、電子官報の保存については技術的に保存可能性が見通せる年限（例えば 20 年）とし、それ以降は紙媒体に記録したものを保存することとする方法もあると思われる。また、電子官報の永久保存は努力義務として規定し、紙媒体による保存も含めて官報記載の内容が確実に保存されるような措置を義務付けることも考えられる。

第 3 電子官報の編集・発行主体に関する考え方

官報の編集・発行主体を内閣府、実際の発行業務の担当主体を独立行政法人国立印刷局と確認することに異議はない。現行法においても、内閣府設置法・独立行政法人国立印刷局法において官報の編集・発行・印刷の任務が明確に割り当てられており、官報の発行活動そのものが国民の権利・義務に影響を与える性格をもっているわけではなからず、編集・発行・印刷の各作用及びその委託については、行政作用法上の特段の根拠を要しないと考えられる。

第 4 代替措置等について

代替措置としての書面版官報と緊急措置としての緊急官報についてはこれらが正本として扱われ、事後的に作成された電子版の官報が情報提供扱いとなるとすると、電子化された官報の中で正本のものとそうでないものが混在することになり、将来の時点でのデータベース的な利用（とりわけ検索表示時）に支障を来す可能性があると思われる。発行を電子化するということは、記録「媒体」よりも記録「内容」に軸足を置いて、「正本」性を判断する考え方に転換することを意味するのであるから、書面版官報・緊急官報については、電磁的記録が作成されるまでは正本として扱い、電磁的記録作成後は正本とは扱わない方が整合的であると思われる。

書面版官報・緊急官報の掲示（頒布）場所については、一般国民が知りうる状態になったことを擬制することの関係で法令による規定が必要であり、その際に独立行政法人国立印刷局（官報販売所等を含む）を明示していれば、官報の印刷・頒布を担当するのが国立印刷局であることが、行政作用法令でも明確になると考えられる。